

葉適の宋代財政観と財政改革案

岡 元 司

一、はじめに

葉適は、南宋期の事功派として知られる永嘉学派の代表的人物であり、経済・財政に関する文章を多く残している。彼の経済思想については、中国において、呂振羽「中国政治思想史」¹⁾、侯外廬主編「中国思想通史」²⁾から、胡寄窗、漆侠、葉世昌、周夢江、徐規ら諸氏、そして近年の葉坦氏に至るまでの研究蓄積がある³⁾。これらにおいては、とくに、地主ないし富民の利害との関わり、「抑末厚本」などの伝統的思想への批判、井田制復活・兼并抑制に対する反対などについて、しばしば論及がなされ、総じて、宋代の現実の新たな経済発展を踏まえた経済思想をもった人物として、葉適が取り上げられることが多かったと言ってよいであろう。

こうした葉適像は、いわば宋代の経済一般との関係のうえでのものと言えようが、これに対し、宋朝という国家との関係のうえで、財政論にしばって彼の経済思想を扱う場合、い

かなる評価がなされてきたであろうか。葉適は、「理財と聚斂とは異なる」として、「君子」が理財の名を避ける傾向にあることを批判し、財政に関して、具体的かつ積極的な提言をおこなっている。すなわち、財政収入に関して、経総制錢の半減、和買・折帛錢の廃止など、大胆な削減案を提示し、また兵の減員による大幅な支出削減も提案している。こうした改革案について周夢江氏は、収入削減の冒頭にあげられた経総制錢削減について、葉適の主張が南宋の有識人士の賛同を得ていたとされ、さらに、葉適が「冗兵」問題に対して、温州を例にとった「買田贍軍」など独創的な改善案を示したことについて、経済的手段によって解決を図ったものとして高く評価されている⁴⁾。

しかしもう一方で、財政という国家運営のための政策論として、逆に、その不完全さを非難する意見が、葉適の後、さほどへだたっていない時期に見られる。先にも触れた経総制錢についての葉適の見解について、元代の馬端臨は、著書「文献通考」の中でそれを引用し、月椿錢に関する趙汝愚の上奏

と並べて、「趙丞相の奏する所、及び水心の詔に応じて言う所の如きは、最も詳明なり」として、肯定的な評価を下している。だが、それに続けて馬端臨は、「然るに、其の弊を言いて、以て弊を革むる所の方を思わざれば、則ち亦た未だ書生の論を免れず」と述べ、改革のための具体的な方策を欠くものであるとの批判を加えている。⁽⁷⁾

「事功」を重んじる思想家としての葉適像とはかなり逆転した像であるが、こうした点に少しでも関わるような指摘は、これまでの葉適研究の中では決して多くない。ただし、近藤一成氏は、「彼の財政論を通読すると、財用は国家の急務だと言う割に建設的提案が少いという印象を受ける」と述べ、その理由として、「内容的には兩税原則に戻れということまで尽きてしまうからであろう」と論じられている。⁽⁸⁾また、同様の点については、胡寄窗・談敏両氏も簡単にではあるが指摘されている。⁽⁹⁾

かような指摘は、葉適の財政論に含まれる限界を注視しようとするものとして、興味を引くが、しかし、葉適の財政論の全体構成、あるいは、宋代財政史の中での位置づけを、十分に踏まえたいうでの評価とは必ずしも言い難く、断片的な論及にとどまっているように思われる。したがって、これらの指摘を踏まえつつも、さらに、葉適の財政論に対する全体的な評価を与えるために、本稿の検討課題として以下の二点を設定しておきたい。

まず一つは、北宋以来の宋代の財政について、葉適自身が

具体的にかなり詳しく回顧しているもので、それを辿ることでよって、葉適が宋代財政史の推移そのものを、いかなる流れとして認識していたかを明らかにすることである。つぎに二つ目として、そうした葉適の認識を踏まえたいうで、彼の財政改革案が全体としてどのような方向性をもったものであるかを検討し、さらに、現実の宋朝財政といかなる関わりをもったかを分析しつつ、その歴史的役割を考察することである。こうした検討を通じて、経済一般との関係のういで捉えた像とはまた異なった要素をもち、従来あまり多くは論じられなかった国家の観点から、葉適像を捉え直す試みの一つとしたい。

二、葉適の宋代財政観

葉適は、『水心別集』卷十〈外稟〉「実謀」において、南宋朝が抱える国家制度上の問題点を、「昔」と「今」を対比しつつ、財・兵・法度・紀綱の四つにまとめて論じている。そのうち、財については、「今」は多すぎることが問題になっているとして、具体的に、茶・塩・榷貨二千四百万貫、經總制錢一千五百万貫、上供・和買・折帛一千余万貫、四川の錢引三千三百余万貫、という財政収入の額を掲げ、かような多さは「古」にはなかったことであり、宋代でも北宋末期の宣和年間より以前にはなかったことだとしている。続けて、支出については、「今、戸部の経費を略計するに千五百余万為

り、此れ祖宗盛時の一倍の用なり、六千余万を以て四屯駐の兵に供するに至りては、此れ開闢以来未だ有らざる所なり」として、「故に、財、多きを以て累と為し、而して竭くるに至る」と結んでいる。つまり、南宋朝財政の収入・支出がともに、有史以来最大規模に達しているというのが、葉適の基本的な捉え方であった。以下、収入・支出だけでなく、財政管理まで含め、北宋以来の宋朝財政の推移を、葉適がどのように捉えていたか、検討していきたい。

(a) 財政収入に関して

「水心別集」卷十一〈外彙〉「財総論二」によれば、北宋初、太祖は、唐宋・五代のような藩鎮の割拠を防ぐために財用の権を回収したが、太宗および真宗の初期に至るまでは、「用度自給し、而して猶お財を以て患と為すを聞かず」という状況であった。ところが、大中祥符・天禧年間以後になって、内蔵の蓄えがからになり、さらに仁宗期には、「財用始めて大いに乏しく、天下の論、擾々として、皆な財を以て慮と為す」と変化を見せた。ただしこの時は、「所謂精悍盟僧の吏」も自制して聚斂には走らなかつたのだが、財政は余裕がなく、塩茶など専売に関する議論も興るようになっていた。こうした状況を受ける形で登場した王安石の財政政策について、この「財総論二」に、

是を以て熙寧新政、司農の任を重んじ、常平の法を更め、

兼并を排し、斂散を専らにし、利を興すの臣、四出して候望し、而して市肆の会、関津の要、微かに小商・賤隸の什百の獲に至りても、皆な以て之れを征する有り。蓋し財は嘉祐・治平より乏しきこと無く、而るに利を言うこと熙寧・元豊より甚だしきこと無く、其れ先王を借りて以て説を為し而して上下を率いるに利を以てし、曠然として大いに其の俗を变す。

と記されているように、「利」を積極的に追求する財政運営への転機として、熙寧・元豊期が認識されている。王安石によるこうした政策については、「水心別集」卷二〈進卷〉「財計上」でも、「熙寧に当たたるの大臣、周公の理財を慕い、市易の司を為りて以て商賈の贏を奪い、天下に分かつに債を以てして什二の息を取り、曰く、「此れ周公泉府の法なり」と」と述べ、宋代より王安石を批判する場合にしばしば用いられる周礼藉口論の立場で、市易法などのもたらす弊害を論じている。

この王安石と、それに前後する薛向・吳居厚、そして北宋末期の蔡京に至る関係について、「水心別集」卷十一〈外彙〉「経総制錢二」で葉適は、

王安石より始めて財利を正言す。其の時、青苗・免役の入る所、公上は用うる所無し。坊場・河渡・免行・茶場・水磨・碓硿の額は、止だ以て吏禄に給するのみ。前に薛向有り、後に吳居厚有り、刻薄と謂うべし。蔡京、之を継ぎ、鈔法を行い、錢幣を改め、商旅を誘賺し、盜賊

の道を以て其の財を利す、甚だしと謂うべし。

と述べている。すなわち、解塩専売の發展に力を尽くし、その後、均輸法の実施に当たった薛向¹¹と、元豊年間に京東・河北路で塩・酒・商税など課利の増収に実績を挙げた呉居厚¹²とが、王安石よりもさらに激しい収奪をおこなった者として批判を浴びており、さらに、この苛酷な収奪の傾向を受け継いだのが、蔡京であったと、葉適は認識している。〈外臺〉「財總論二」に戻ると、蔡京以後の北宋末期の財政について、やはり次のように論じられている。

崇（寧）・（大）觀以来、蔡京、国柄を専らにし、託するに以て其の策の王安石・曾布・呂惠卿の未だ工みならざる所より出だすと為し、故に鈔法を變じ、商賈を走らせ、窮地の宝、以て上用を佐け、自ら謂えらく、「其の蓄藏五千万に至り、富は以て礼を備うるに足り、和は以て衆を広むるに足り、百修並びて闘い、力を竭して相い奉ず」と。不幸にして党は与に異同し、屢々復し屢々變じ、而して王黼、又た蔡京の策面の未だ及ばざる所の者より出ださんと欲す。加うるに以て方臘を平らぐれば、則ち東南に加斂し、燕山を取れば、則ち北方に重困せしめ、而して西師すること凡そ二十年、関・陝尤も病み、然る後、靖康の難作¹³る。

これは、蔡京とそれに続く王黼による財政について述べたもので、同様のことは、『水心文集』卷一（奏劄）「上寧宗皇帝劄子三」（開禧二年）にも、「蔡京、茶塩法を變じ、地宝を括

し、商賈を走らせ、得る所五千万、内は奢侈を窮め、外は兵革を熾¹⁴にす。宣和の後、方臘甫めて平らぎ、傷残の地を理めんとすれば、則ち七色始めて立つ。燕雲乍ち復し、新辺の用を急かさんとし、而して免夫又た興る」と論じられている。要するに、塩茶専売の増収など、蔡京が、王安石・曾布・呂惠卿よりもなお巧妙な手段を用いたとされておられ、さらにその蔡京の及ばなかつた部分から収奪したとされるのが王黼で、方臘の乱後の東南地域において、七種類の税を増徴した¹⁵こと、また、燕山の役の後に、人頭税である免夫錢を徴収したことを、葉適は批判的に論じているのである。

さて、南宋期についても、こうした北宋以来の流れの延長線上に位置づけて認識している。〈外臺〉「経總制錢二」では、蔡京の収奪強化について、「然るに（中略）其の患、経總制錢の如きの甚だしき者有らず」と述べたうえで、さらに、

蓋し王安石の法は、桑弘羊・劉晏の道わざる所たり。蔡京の法も、又た王安石の道わざる所たり。而して経總制の錢為るや、呉居厚・蔡京と雖も亦た之を為すを蓋す。其の急迫皇駭して、其の手足を措く所無きに至れば、則ち紹興已来号して名相と為す趙（鼎）・張（浚）の如き者と雖も、皆な安焉として、又た後人に遺す。而して秦檜は權伎して一世を劫脅し而して其の上に出で、其の棄余瑣屑の間より取りて以て国命を為すに及ぶ者、是れ何ぞ其の無恥の是に至るなるかな。

と論じている。すなわち、漢代の桑弘羊、唐代の劉晏が言い

及ばなかった方法で増収をはかったのが、王安石であり、その王安石の言い及ばなかった方法で増収をはかったのが蔡京であり、さらに南宋の経総制錢のごときは、呉居厚や蔡京でさえも採用するのを恥じていたと述べる。とくに秦檜に至っては、細々とした財源からも増収を図り、これに對し葉適は、激しい批判の言葉を浴びせている。こうした南宋初期以後の状況については、〈外臺〉「財総論二」にも取り上げられており、黄潜善、呂頤浩、葉夢得らが専売を通じて自己の利益をはかり、また、経総制錢設置を提議したことを述べた葉適は、さらに、

而して経総制の窠名既に立ち、添酒・折帛・月椿・和糶、皆な常賦と同じく、是に於いて、財の急、古えより以来、今より甚しき為るは莫く、而して財の乏少にして継がざること亦た今より甚しき為るは莫しと言うなり。是より以後、辛巳の役、甲申の役、辺に一たび警有らば、賦斂輒ち増し、既に増すの後、復た減すべからず。

と論じ、紹興末期から隆興年間にかけての対金戦争によって収奪が増すことはあつても、その後、減ることはないといっているのである。¹⁷⁾

以上のように、北宋以来の財政収入の変遷に対する葉適の認識は、宋朝による収奪が拡大し、強化されてくる過程として捉えるものであり、とくにそれは王安石以後、段階的に進化したものとされていた。

そしてまた、「古」以来の歴史的流れの上での認識におい

ても、葉適は、宋朝財政の収奪が、最も激しい段階に達したものと考えていたことは、先にも触れたが、「水心別集」卷十一〈外臺〉「財総論二」によれば、民衆からのむやみな徴税が幅広くおこなわれ、役人たちが奔走させられるようになったのは唐半ば以降、宋代にかけてのこととされており、唐半ばより前の財政は、財政規模が小さく、財政難に陥ることも少なかったと、基本的には認識されていた。

と同時に、唐半ば以前にも、「今世」には及ばないながら、秦の始皇帝、漢の武帝、隋朝のように、収奪の強化・拡大が図られたことについても葉適は言及している。また、同じく宋代よりも前の時期については、「水心別集」卷六〈進卷〉「管子」で、過去の理財家の採った政策を、一連の流れとして整理しているのが注目される。これによれば、「蓋し王政の壞は、管仲に始まり、鞅・斯に成る。悲しきかな」と述べ、管仲から商鞅・李斯に至る富国強兵策を、きわめて批判的な眼で取り上げている。¹⁸⁾ 続けて、塩鉄専売、物資・物価調整策を通じて財政収入の増大を図った桑弘羊については、「桑弘羊の漢に於けるが若きは、直だ聚斂のみ、此れ則ち管仲・商鞅の為すに忍びざる所なり」と述べ、管仲・商鞅の路線をさらに推し広げた者と位置づけている。さらには、「蓋し唐の衰うるに至り、取民の利は尽くさざる所無ければ、則ち又た弘羊の為すに忍びざる所有り」と論じて、唐の衰退にともなつて、こうした方向の動きが一層強まったことを説いている。この部分は、「習学記言序目」卷四十二・唐書五・列伝

・劉晏の項を参照すれば、葉適は具体的には劉晏など唐代中期に塩専売収入の増大につとめた人物を想定して述べているようである。

このような管仲から唐代にいたる葉適の捉え方を見て気付かされるのは、先に引用した〈外稟〉「経総制錢一」で、王安石が桑弘羊・劉晏も言わなかった方法を用い、蔡京が王安石も言わなかった方法を用い、さらに南宋の経総制錢は、吳居厚・蔡京さえもが用いるのを恥じていたものであるとするのと同様の表現方法が、桑弘羊・劉晏から、さらに、管仲・商鞅らにまで溯らせて適用されていることである。したがって、これらをまとめて言うならば、春秋戦国時代から秦代にかけての管仲および商鞅・李斯、漢代の桑弘羊、唐代の劉晏、さらに宋代に入ると、王安石から、吳居厚・蔡京・王黼らへ、そして最後には南宋へという流れで、有史以来、収奪の強化が段階的に進行してきたと、葉適が認識していたものと捉えられよう。

さて、以上の検討を通して、宋朝の財政収入についての葉適の基本的認識を整理すれば、つぎのようにまとめられよう。まず、最も根底には、「古」と「今」との対比が意識されており、「今」は、有史以来もつとも財政収入の増大した状態として認識されている。そして、「古」から「今」に至る過程において、専売制、諸々の付加税など、収奪の手段を拡大・強化しようとする動きが、次第に加わってきたと捉え、宋代の王安石以後、蔡京らを経て南宋に至る過程が、まさにそ

の延長線の果てに位置づけて考えられていると言えらるであろう。

ところで、こうした流れとしての葉適の認識は、〈外稟〉「財総論二」で、ここまでのいくつかの引用部分の内容をまとめる形で、

嘗試に、祖宗の盛時に入る所の財を以て、漢・唐の盛時に比ぶれば、一再倍なり。熙寧・元豊以後、随处の封樁役錢の寛剌、青苗の結息は、治平以前に比べ、数倍なり。而して蔡京、鈔法を變じて以後、熙寧に比べ、又た再倍なり。王黼の免夫は六千余万緡に至り、其の大半は鈎考すべからず。然るに之を要するに、渡江して今に至り、其の入る所の財賦は、宣和に視べ、又た再倍なり。是れ天地有りてより、財用の多きこと、未だ今日の比に有らざるなり。然るに其の益々困しみ益々乏しく、皇皇として営み聚め、一朝も居るべからざる所以は、其の故、安にか在らん？

として、財政収入が急速に増していく過程が述べられているが、とくにその末尾に一文に注目すると、そうした財政収入の増大にもかかわらず、財政の困難、不足はいよいよ増し、せわしなく税を集めるといふ状態にあることに言及がなされている。

この部分の論点をさらに展開させて論じたのが、「水心別集」巻十一〈外稟〉「経総制錢二」に見られるように、経総制錢の過重な負担が、単に「生民日々困しむ」ことだけでな

く、財政自体の問題として、「国用日々乏し」という弊害をもたらしたという指摘であろう。すなわち、

何を「国用日々乏し」と謂うや。今、歳々緡錢千五百万を得、昔の三代・漢・唐も遠ぶ能わず、国を裕かにする所以なり、而るに何の乏しきを之れ取て言わんや。陛下、夫の博する者を知るや。其れ驟かに孤注を為すと、博をせずして其の贏の一二を丐う者とは、皆な其の本は先ず竭きる者なり。国を為むるに大計有り、始めより末に至るまで、必ず品節条章有り、豈に左右に望みて其の細碎不収の物を羅ぬること有らんや。且つ之れを均しく朝廷の出納と為し、又た従いて其の頭子を刻削し、酒を売りて数倍の息を取る、此の如き者も猶お以て国を為むるべけんや。国をして貧しからざらしめんとすれば、宜しく此に至らざるべし。既に此に至れば、何を以て能く富まんや。故に経総制錢除かざれば、則ち之れを取ることも多しと雖も、之れを斂めること急なりと雖も、而るに国用の乏しきは終に救うべからざるなり。

と述べられており、経総制錢が頭子錢や酒専売への付加税といった諸々の細かな財源から徴収されていることに対する批判が加えられている。つまり、葉適においては、財源そのものの零細化が、国費の乏しさをもたらしていると捉えられているのである。

『水心別集』卷十五（外稟）「上殿劄子」（淳熙十四年）にも、財源に関する同様の考えがあらわれているように思う。

これによれば、「昔は固より乏財を以て患と為す有るも、未だ皇皇汲汲として之を取ることの度無きこと、今日の如きの甚だしき者有らざるなり」として、余裕なく課税がおこなわれている例に、酒価の値上げ、和買、折帛、免役錢、塩袋錢、頭子、勘合、免丁、牙契、経総制錢、月椿、板帳、などの付加徴収項目を具体的に挙げ、「天下の錢、歳々官に入る者八千万緡、支費常に足りず。蓋し財は多きを以て而るに遂に乏しきに至る」と結んでいる。ここでも、財政規模が大きくなたたにかかわらず、財源の零細化から、かえって財政難に至っていることが論じられているのである。

財政収入の増加が、民衆の負担を重くするということは、重税を批判する際のいわば常套的論拠であろうが、葉適の場合、さらにこのように、財政収入の増加による収奪の強化が、最終的に財政収入そのものに問題としてはね返ってくることを認識していた。これは、葉適の独自の濃い部分であり、課税基盤の不安定化、脆弱化への顧慮、ひいては民間経済への悪影響を問題視しようとする彼の姿勢の表れであると言える。

さて、以上のように葉適は、一貫して財政収入の増大する過程として宋代の財政の流れを捉え、さらに、それによって財政自体が余裕を失っていることを強調して論じた。こうした認識にもとづいて、さらに歴史全体に普遍化させた形で葉適の考えを示したのが、（外稟）「財総論二」の締めくくりに部分に、つぎのように記した言葉である。

古者、財愈々少なくて愈々治まり、今者、財愈々多くして愈々治まらず。古者、財愈々少なくて余有り、今者、財愈々多くして足りず。

すなわち葉適にとって、財政規模の小さいことは、国がよく治まり、財政も余裕をもつことを意味し、逆に、財政規模の大きいことは、国が治まらず、財政の不足を招くことを意味したのである。そして、葉適はまさに、その最も望ましくからぬ姿として、葉適自身の生きた南宋期の財政を位置づけていたのである。

(b) 財政支出に関して

つぎに、宋朝財政の支出面について、葉適は、どのように振り返りつつ認識していたのであろうか。「水心別集」巻二〈進巻〉「財計下」によれば、①百万の兵の糧食、②金国への歳幣、③官吏の給与が、支出上の問題点として挙げられている。

これらの中でも、葉適が、最も精力を傾けて論じているのは、兵の問題についてであるので、ここではそれについての葉適の認識を整理しておきたい。

まず、認識の前提となっているのは、収入論に見られたのと同様、「古」と「今」との対比であって、「古」には兵制が「簡易径省」であったのに対し、葉適は、唐代の募兵制採用より以後を、批判の対象として取り上げた。「水心別集」巻

十一〈外稟〉「兵総論一」によれば、「辺兵」・「宿衛兵」・「大将屯兵」・「州郡守兵」の四者すべてが募兵に切り替わったために、「国力を竭して以て之を養い、是れ徒らに募るを知りて其の衣食を供するのみ。此れ国力を竭して以て百万の兵を養うに足らざる所以なり」として、兵力の維持が国力を圧迫していることを述べており、さらに、そうした兵が「進みては戦うべからず、退きては守るべからず」として、実際の戦闘に役に立たないことも論じている。

北宋以来の兵制の変遷も、こうした視角から論じられている。北宋建国当初、太祖の頃は、兵数が二十万に満たなかったのが、北宋中期の康定・慶曆年間には百万に達した(同巻〈外稟〉「兵総論二」)。しかし、「習学記言序目」巻四十八・皇朝文鑑二・奏疏で、王禹偁について論じた箇所によれば、太祖の時は、「東のかた未だ江・浙・漳・泉を得ず、南のかた未だ荆・湖・交・広を得ず、朝廷財賦は未だ豊かならずと謂うべし。然り而して河東を撃ち、北虜に備え、国用も亦た足り、兵威も亦た強し」という状態であったのに対し、逆にそれ以後は、「尽く東南諸国を取り、又た河東を平らげ、土地財賦は広しと謂うべし。而るに兵威振るわず、国用急なるに転ず」と葉適は述べている。

南宋の兵制についても、やはり〈外稟〉「兵総論二」で、「四屯駐の兵、又た昔日未だ有らざる所にして、祖宗に数倍するの財用を以て、四総領の巨壑に投ず。而して州郡も又た廂禁兵を以て自ら困しみ、民力を侵削し、空尽に至る」と述べら

れており、金との国境に配置された四つの大軍が、莫大な財政負担となっており、また、地方の禁軍・廂軍を養うための負担が、民衆に転嫁されていたことが論じられている。

こうした問題については、北宋中期に「三冗」問題の一つの「冗兵」として論じられて以来、しばしば取り上げられてきた点であるが、葉適も、唐代の募兵制の採用を大きな画期と考え、とくに北宋中期以後、増えたままになっている兵数を、財政支出増の主要原因と認識し、正面から糾弾をおこなっているのである。

さて、以上の兵に関する以外に、財政収入とも共通したものととして、社会救済策に関して、王安石の青苗法・市易法への意見が開陳されている。その基本的認識は、「水心別集」巻二（進卷）「財計上」に集約されている。すなわち、王安石がこれら二つの法を「周公泉府之法」として実施したことに対して、

天下、号して齊民と為し、未だ特に富む者有らざるなり。開闢・斂散・輕重の権は一に上より出で、之が田を均しくして之を耕さしめ、之が室を築きて之をして居らしめ、衣食の具、畢く与えざるは無し。然り而して祭祀喪紀、猶お足らざる所有り、而して常数の外より取る、是の若き者、周公与からざれば、則ち誰か之に与からん。

と述べているように、葉適は、周公が泉府之法をおこなった時代を、富民が存在しない段階であると規定し、「開闢」・「斂散」・「輕重」といった、物価などの経済調節の役割が国家に

よって一元的に担われ、民衆の必要とする物品の支給に至るまで国家がおこなっていたとする。これに対し、「今」については、

今、天下の民、齊しからざること久し。開闢・斂散・輕重の権は一には上より出でず、而して富人・大賈分ちて之を有し、其の幾千百年なるかを知らず、而して遽に之を奪うは、可なるか。之を奪うの可なるや、其の自利を嫉みて国利を為さんと欲するは、可なるか。嗚呼、今の世に居れば、周公も固より是の法を行わず。

として、「開闢」・「斂散」・「輕重」の役割は、国家の一元的統制ではなく、今や富人・大商人も分担してもつていると葉適は認識し、国家がそれを奪うべきではないことを主張し、さらに財政収入増を図る手段に転じさせることの不当性を強調している。つまり、王安石がおこなったような、国家財政を積極的に活用する形での社会政策を、富人・大商人と利害の対立するものとして捉え、それを基本的にできるだけ排除しようとする立場にあった。そのためにも、財政規模の拡大は、葉適にとって決して歓迎すべきものとは認識されなかったと言えるであろう。

（c） 財政管理に関して

宋朝の法制・国制一般についても、葉適の認識の前提をなすのは、「昔」との対比であり、「今」の宋朝は、法度が過密

化し、過度に集権化された体制として捉えられていた。

これらの具体的な論点については、汪聖鐸「葉適管理思想研究」(『浙江學刊』一九八九年第四期)が、基本的な整理をしているので、そのうちの財政に関係する部分を参照すると、葉適の認識の基調は、宋代になって、財政に関しても集権化が進み、地方官は中央からの厳しい監視を受け、財政にばかりその精力を費やさざるを得ない状態に置かれているということであった。宋代にこうした政策が採られたのは、五代の轍を踏まないために地方官が役割に応じて分任化されたことに発しているのだが、さらに、この傾向は、北宋から南宋にかけて、時期を追って甚だしさを増したと捉えられていた。葉適は、「法に任せ、人に任せず」という実態に対し、厳しい批判を加えている。

こうした状況について、『水心別集』巻十四(外臺)「監司」⁽²⁰⁾のうち、汪氏が掲げていない部分を付け加えると、路の監司について、

今、転運司は則ち州県の財賦を剗刷し、其の余羨を候伺し、其の逋欠を衰雜して、一司歳計の常と為す。提舉司は則ち茶塩を督責し、法を用うることを苛慘なり。常平・義倉・水利・農田に至りては則ち置きて顧みず。提刑司は則ち経総制錢を催趣し、僧道の免丁の由子を印給するを以て職と為し、刑獄の冤濫、詞訴の繁滞は則ち之を顧みる莫きこと或り。

と記されており、財政収入の確保に奔走し、他の職務が手に

ついていない様子が確認できる。

さらに、財政上の問題を考えるうえで興味深いのは、経総制錢によってもたらされている弊害を列挙した(外臺)「経総制錢二」である。計三点指摘された弊害のうち、既に触れた「生民日々困しむ」と「国用日々乏し」という二点に先立って、筆頭に挙げられているのが、「人才日々衰う」ということである。汪氏も一部引用している部分だが、葉適はこれについて、「県なれば則ち板帳・月椿の郡の經常に失う無きを以て罪無きと為し、郡なれば則ち経総制の戸部の經費に失う無きを以て能有りと為すのみ」として、定められた収入額を満たすことばかりが地方官の評価基準とされたため、「風流日々散じ、名節日々壞れ、祖宗の盛時に還らんと求むれども、豈に復た得べけんや」と述べており、官僚群の一構成員として、厳しく課せられたノルマへの反感を示したものとと言えるであろう。

さて最後に、以上の財政収入、支出、財政管理に関する葉適の論に共通して存在する「古」と「今」との対比について、少し触れておきたい。すなわち、経済一般との関わりでの井田制復活に対する批判の論理とも通じるものとして、国家財政を積極的に活用する形での社会政策については、「古」との時代差を強調し、「古」のままに施策をおこなう時代錯誤の点を真っ向から批判している。しかし他方で、財政収入の増加、募兵制の採用と兵数の拡大、集権化の進行、法の過密化といった多くの部門については、「古」への直接的な回帰

を主張しないまでも、多かれ少なかれ「古」に鑑み、その美点（点）が失われたとして、宋代の現状に批判を加えている。つまり、葉適は、「古」と「今」との対比を、決して常に同一の角度から用いるのではなく、自分の主張に依じて、都合よく使い分けていることが、指摘できるであろう。

かようにしてまでも、財政論において、葉適が強調しようとしたのは、結局は、財政規模の肥大化した政府としての「今」の宋朝の姿であったと言えよう。葉適にとって、そうした国家は、民衆からの激しい収奪を招き、また、財源の零細化によって財政そのものの困窮をもたらしものとして捉えられており、それ以外にも、兵の質の低下をとめない、富人・大商人が分け持つはずの経済調節の役割を奪い、官吏には煩瑣な任務を負わせるものと認識されていた。それでは、こうした宋代財政に対する認識に立脚して提示された葉適の財政改革案とは、いかなる意義をもつものであったのか。これについては、章を改めて検討したい。

三、葉適の財政改革案とその意義

葉適が宋朝をいかなるものに改革していこうと構想していたか、その眼目は、〈外稟〉「実謀」に、「財は多きを以て累と為せば、則ち之を少なくするに若くは莫し」、「兵は多きを以て累と為せば、則ち之を少なくするに若くは莫し」、「法度は密なるを以て累と為せば、則ち之を疏んずるに若くは莫

し」、「紀綱は専を以て累と為せば、則ち之を分かつに若くは莫し」と列記されているように、財政収入の縮小、兵数の削減を断行し、さらに、法制による締め付けをできるだけ緩くし、また分権化をはかることであった。要約すれば、財政規模の縮小、および、国家機構の簡素化を意図していたと言うことができよう。

したがって、葉適の財政についての改革案も、この基本線に沿ったものが提示されている。まず、財政収入に関しては、〈外稟〉「財総論二」で、「今日の財の四患」として、経総制錢、折帛錢、和買、茶塩専売が挙げられ、これら四つが主対象とされて削減提案がおこなわれる。具体的には、筆頭に挙げられた経総制錢については半減、そして、板帳錢・月椿錢の廃止が主張され（〈外稟〉「経総制錢二」）、また、これらと併せて、頭子・燈零・勘合・牙契錢といった諸雑税についても、それぞれ減額が提言されている（〈外稟〉「終論一」）。

これらに続けては、和買・折帛錢の廃止と茶塩専売の減額が主張されている（〈外稟〉「経総制錢二」）。なお、このうち、茶塩専売については、葉適の主張する諸改革が実行されて二、三年後に再度論じることによって、その削減はひとまず留保したが（『水心別集』卷十一〈外稟〉「茶塩」）、いずれにせよ、北宋末から南宋にかけて新設されたり、あるいは収奪性を増した収入項目について、大幅な減額や廃止が提言されたと言える。

つぎに、財政支出については、「進士入官」・「任子入官」

を減らすなどによる支出削減措置も提言してはいるが、やはり最大の力点は、兵数の削減におかれている。その対象として葉適が挙げたのが、金との国境地域の「四屯駐大兵」、および、各地の「廂・禁軍・弓手・土兵」であった。四屯駐大兵について、葉適は、「姑に一を以て一に当たれば、則ち精兵たり。夫れ一人、一人の用を得れば、則ち固より已に十四五万人なり、之を用うるに必死なれば、誰ぞ敢えて敵する者たらんか」(「水心別集」卷十五「外稟」)「終論二」と述べ、兵数を減らし、所謂四鎮をさらに幾つかに分けたうえで、「兵・民・財賦をして皆な自用を得さしむ」ということを提言している。これによって、各地から総領所に送られてくる補給をなくし、近辺の数州でまかなうことができるとしており、

そうすれば「朝廷は寛なり」(ともに「外稟」)「終論一」と述べている。また、州県が抱える軍隊についても、「夫れ廂・禁・土兵・弓手は皆な散じ、何を以て其の地を守るや。三等より以上、其の家の一人を籍して兵と為し、其の税役を蠲す。大州は二千人にして止め、下州は八百人にして止む」とし、これによって「州県は寛なり」(ともに「外稟」)「終論二」と葉適は述べている。

さらに、財政管理に関しては、「兵・財・民政の分任して一ならざる者は、以て更めざるべからざるなり」(「外稟」)「実謀」として、地方官の職務ごとの分任を改めることを主張しており、このことは官吏数の削減にも効果があるものとして捉えていたようである。それ以外にも、「朝廷の煩密にし

て変ずべからずと謂う所の法度者、尽く之を変ず」(「外稟」)「終論一」と述べているなど、法の簡素化、あるいは分権化を提言していた。

葉適のかような提案の背後には、度外の士の出現を期待する葉適の人材観があったものと見られ、単に財政管理の面で、中央からの統制や、細かな規制をできるだけ少なくし、人材の輩出・活性化を期待するだけでなく、さらに、財政規模の縮小によっても、「朝廷寛なれば、則ち羣臣は暇有りて人才多く、今の乏しきに若かざるなり。州県寛なれば、則ち庶民は暇有りて良善多く、今の薄きに若かざるなり。上に人才多く、下に良民多く、兵省かれて精なり、費寡なくして富み、五年の内、二年の外、其の氣勢を合し、其の鋒銳を用い、義声昭布され、奇策並びて出で、以て虜を滅ぼすに用いずして何の用うる所あらんや」(同「終論二」と述べられているように、官僚には人材が現れ、庶民の間には良民が多くなり、兵は少なくなるが精銳化し、国費も少なくはなるがかえって富むようになり、そうした力を合わせれば、金国を倒すのに用いることができる」と認識していたのである。

以上が、葉適の財政改革案の基本的内容であるが、さらに、葉適が生きた南宋中期の現実の宋朝財政といかなる関わりをもっていたかということを織り交ぜつつ、以下、これらの案の意義を考察してみたい。

これまで度々引用してきた「実謀」・「財総論」・「経総制錢」を含め、「水心別集」(「外稟」)卷十「始議一」から卷十五

「終論七」に至る諸篇は、一連のものとして、淳熙二二年（一一八五年）に草された。これは奏進には至らなかったようだが、これらの内容を簡略化してまとめ直したものが、淳熙四年（一一八七年）冬に孝宗に、また、淳熙一六年（一一八九年）には同年に即位した光宗に提出され、「上殿劄子」（「水心文集」巻一「上孝宗皇帝劄子」に同じ）および「応詔奏条六事」（「水心文集」巻一「上光宗皇帝劄子」に同じ）として、いづれも「水心別集」巻十五に収められている。

そして、この淳熙年間終盤には、葉適だけでなく、他の士大夫たちからも、とくに経総制錢について批判が高まっていたようであり、たとえば、朱熹によって経総制錢の減額が要求された（「晦庵先生朱公文集」巻十四「延和奏劄三」）のも、淳熙一五年（一一八八年）六月のことであった。

こうした要求の表面化は、政局との関連で言えば、従来より経総制錢・月椿錢の額の高さを問題視していた周必大が、淳熙一四年二月から同一六年五月という短い期間ながら右丞相に就いていた時期ともかなり重なってくる。そして、淳熙一六年二月、吏部尚書顔師魯の上奏を受けて、経総制錢・月椿錢・降本錢の減額が実施されている。その減額幅は決して大きくはなく、経総制錢で言えば、一五〇〇万貫から一四四〇万貫へのものにすぎなかった。⁽²⁵⁾しかし、減額を指示した光宗の登極赦に、「臣僚頻りに論奏する有り」として、官僚群の中に減額を要求する意見が強かったことが、決定に影響を及ぼしていたことが窺え、かような経過からすれば、減額を

実現に結び付けた推進力の一つとしての積極的評価を、葉適の財政改革案に与えることは可能であろう。

その後、葉適は、韓侂胄による慶元の党禁で罷免され、さらに、湖南転運判官、知泉州を経て、嘉泰三年（一二〇三年）九月以降、中央政界に復帰する。引き続き政権を握っていたのは韓侂胄であったが、開禧用兵に先立って嘉泰四年（一二〇四年）に設置された財政機関の国用司に対して葉適は、「水心文集」巻一（奏劄）「上寧宗皇帝劄子三」（開禧二年）に、「近く者、国用、司を置き、偶々武備を警飭するの際に当たり、外人は但だ立式太だ細かく、鈎考甚だ詳らかなるを見、疑い無き能わず、將た復た取らんとすと謂うは、臣独り以為く、然らずと」として、財政管理の強化、収奪の拡大に反対する立場から、批判を加えている。国用司の設置は、開禧用兵の財政上の準備を意図したものと見られるが、葉適はこの時、軽率な開戦に反対していた。そしてまた、国用司が、「民財を控克し、州郡騒動す」（「宋史」巻三百九十四・陳自強伝）という結果をもたらしたとされていることからすれば、葉適の見解は、経総制錢などの減額に果たした役割と同様、財政収入の過度の拡大に対する批判として理解できるであろう。

しかし一方で、国用司設置に関する各種の史料を参照して、純粹に財政管理の観点から見た場合、その設置を主張する論拠の方にも、一定の正当性が含まれているように思う。すなわち、「宋会要輯稿」職官六一二二（国用所）嘉泰三年三月

二三日の条に、臣僚の言として、「今日の財計は錢穀足らざるの憂うべきに非ずして、滲漏日々滋すの慮るべきなり。夫れ錢穀の滲漏は一朝一夕の間に遽かに能く是の如きに非ざるなり。実に朝廷会計の制立たず、歴年既に簿書漫にして考すべからざるに起る」と述べられているところから窺えるように、当時、錢穀の流用・横領などが財政上の問題として注目されており、国用司はそうした弊害を防ぐことを意図して、「内外財賦の入る所・経費の出づる所を参考し、會計して之を総て覈す。(さすれば)名実は欺かれず、用度は紀有るに庶幾し」(『兩朝綱目備要』卷八・嘉泰四年十二月癸巳の条)という目的のもとに本来設けられたものであった。

かような点について、葉適は、同じく「上寧宗皇帝劄子三(開禧二年)」で、「内外財賦の入る所・経費の出づる所を参考し、一切會計して之を総て覈するは、其の理、固より当たるに臣謂えらく、国家の体、当に先ず入る所を論ずべし。入る所或いは停りて以て民を殃うに足れば、則ち出づる所は経に非ず、其の国を蠹むこと審らかなり」と述べ、従来強調してきたような、経総制錢・和買・折帛錢などの付加収入項目が民衆の重い負担になっていることを繰り返している。つまり、葉適は、財政管理の強化によって財政上の不正を取り除くことよりも、まず、財政規模自体の縮小に取り組むことを、優先すべき課題であると認識しているのである。

こうした点は、改善のための具体的な方策を欠くとして葉

適を「書生」扱ひした馬端臨の見解と対比した場合にも、明確である。すなわち、馬端臨も、経総制錢・月椿錢・板帳錢の減額の必要性を説いているのだが、ただし、単に減らすばかりの単純な考えではない。他方で、減額論の安易さを責める反対論者への対案として、①酒専売・牙契税については、繁華な場所や豊かな地域では増収を図る、②官員の給料を減らすために、冗官を削り、給料の多すぎる者は減らす、③州財政に余裕のある所を選び、その上供額を増す、といった具体案を馬端臨は提示し、そのうえで中央政府から州へ、州から県へと賦課される経総制・月椿・板帳の名を削るならば、「三者(経総制・月椿・板帳―岡註)の名は已に去りて、三者の利は未だ尽く捐かれざるなり」と述べている。さらに重要なのは、こうして経総制錢等の項目がなくなれば、州県がその定額を満たすことを口実として民衆から違法な収奪をすることは、なくなるであろうとして、そのためにも、収入の項目と実際の収入とをきっちり整合させることを主張している。また、右記の牙契税・酒専売などの収入についても、版曹(戸部)の管轄の下におくことを強調している。²⁷⁾

すなわち、馬端臨においては、減額一辺倒ではなく、地域の状況に応じて増収が可能な場所では増収を図るとともに、さらに、中央から地方官庁への賦課と、民衆からの地方官庁の徴税との間の、項目のズレをなくして、不正の入り込む余地のないように、収入を公開化・明朗化して中央の管轄におくことを主張しているわけである。

この馬端臨の案と比較した場合、葉適の案が、減額ばかりの一方的な傾向の強いことを見てとれると同時に、財政管理の面においても、できるだけ中央の統制を排除しようとする葉適の財政改革案の特色が、あらためて浮き彫りにされるであろう。さらに言えば、財政管理の強化は、財政収入の増大と同時に進行して、収奪の強化に容易に転じやすいものであり、なればこそ、前章で見たように、葉適の認識としては、宋代財政の過去に照らして、収奪の強化とともに、財政管理の強化をも批判の対象としていた。しかし、実際には、曾小華氏によると、宋代の官僚に対する考課の法令は、北宋期に次第に整備・強化されたが、南宋に至ると虚文も同然となっていたとされており、葉適の強調するような、管理が非常に強化された時期としてのみ南宋を捉えること自体が、必ずしも妥当とは言えないのである。

こうした点を踏まえながら、財政管理面について、葉適の見解をさらに探っていくならば、葉適は、「習学記言序目」卷四十八・皇朝文鑑二・奏疏に、「考論の審らかならざる処有り」というものとして、北宋の范仲淹の応詔十事について論じている。それによれば、「精貢舉」以下の八つの項目については、「国家の常行する所」で、その実行も簡単であったが、「明黜陟」・「抑僥幸」の二つは、人々にとって大きな損害となるにもかかわらず、范仲淹はこれを先ずおこなった。このために、「庸人重害の病に鬪い、邪諂讒間の門を開く」という状況に陥り、結果として他の改革も進めることができ

なかつたとする。そして、「若し仲淹、国家の常行を先んじ、庸人の重害を後にすれば、讒間大いに作らざるに庶幾く、而して基本も亦た立つべし」と述べ、「若し小慧を好めば、則ち固より益無きなり」という批判の言葉で結んでいる。

范仲淹の主張する「明黜陟」とは、有名無実化していた磨勘法を、実効性を伴ったものとして精密化しようとする考え方であって、その審査基準には、開墾・水利・振恤などの経済・社会政策に関する項目も含まれており、また、「抑僥幸」とは恩蔭制度の抑制であったが、いずれも官僚群の強い反対に遭って、失敗に帰した²⁹。両者の改革案を范仲淹が重視していたのに対し、葉適が、これらを後回しにすべきであったと考えていたことは、葉適の立場を窺い知るうえで、非常に興味深い点であろう。官僚群自体に対して、より実態にあった形での何らかの客観的基準をもうけて、その恣意性を排そうとする范仲淹のような取り組みを、葉適は、かなり冷ややかな眼で見えており、国用司に対する見解と同様、中央による財政の監視に対しては、きわめて消極的であったと言えよう。

こうした問題に関連して、宋代の財政上の不正が問題になる場合、しばしば言及される胥吏について、葉適は、「官に封建無く、吏に封建有り」あるいは「公人世界」という言葉を、世間に使われているものとして引いているが、さらに彼は、「今世の吏胥の害、官の其の人を得ると其の人を得ざるとに問う無く、而して要は以て当に革むべしと為すのみ」（「水心別集」卷十四〈外彙〉「吏胥」）として、胥吏の上役にすぐ

れた官を得るか否かという段階の問題では既になく、構造的改革の必要性を訴えている。

その認識に基づいて葉適が改革案として示したのは、新進士や、任子による応仕者を、これまでの胥吏に代えてその役目につかせるというものであった。葉適は、これによって「三利」があると説き、一つは、「士人は願借すること終身なりて、法を畏れ義を尚び、受財鬻獄は必ず大いに減る」などとして、士大夫の採用が不正の減少をもたらすことを言い、あとの二つとして、「封建の勢」が除去され、さらには「冗官の患」も除かれることを挙げている。

北宋の王安石が倉法を施行して、同時に胥吏の待遇を改善したことに比べ、胥吏を廃して士大夫にたよるという葉適の改革案は、一見、大胆な改革に見えるかもしれない。しかし、角度を変えて言えば、胥吏だけでなく、程度の差こそあれ官員も、かなりの多数の者が、錢物をめぐる不正に大なり小なり関与していたとされる宋代において、それに対して王安石が倉法施行で徹底しようとしたような法的規制を伴わない形でのいかなる改革も、大きな効果を表すことはないように思う。その意味において、葉適のこの改革案が、そうした官員・胥吏全体の構造的弊害に対してどこまで真に鋭く迫ろうとしたものであるかには、限界があったと言えるであろう。

このように見て来ると、葉適は、財政規模の縮小に力点を置いて主張を展開して、簡素な国家機構をあるべき姿としており、中央政府による財政管理の強化にはきわめて消極的な

立場に立っていたと言えよう。これは、葉適のねらいとしては、人材活性化の問題とも関わっていたが、裏を返せば、財政上の不正をなくすことに対し、実質的には及び腰の対応しか提示しないという姿勢を生み出していたと思われる。

最後に、財政支出面の改革案についても、葉適の経歴と関連させつつ検討しておきたい。兵数の削減など、〈外稟〉に記された基本的な改革案の内容は、既に述べた通りであるが、軍事関係以外の面で、とくに社会救済策について、慶元の党禁で一旦罷免された後の湖南転運判官での体験をもとに、嘉泰三年の「水心文集」巻一「上寧宗皇帝劄子二」で、まとまった形での言及をおこなっている。これによれば、小歙の年には農村は州県の賑教に仰ぎ、城市の民は端境期に常平の穀物を食する者が十家のうち九であると述べて、転運司の職責の重要性を言い、さらに、州県からはこれ以上取れないので、転運司自らが何らかの利源を択び、州県の民衆と相い妨げにならないようにし、また他司に参考になる例があればそれによって処理していくと、「稍や余積有りて、万一の水旱急難の百姓指準の地と為すに庶し」と説いている。つまり、災荒時等の救済や常平倉について、葉適は、その必要性を認識していると言える。

しかし、これは、さらに進んで、農民に低利の貸付を積極的におこなう青苗法レベルの救済策まで肯定したことを意味するわけではない。前章でも述べたように、葉適は、青苗法などの王安石の社会救済策に対して、富人・大商人の利害を

重視しつつ、さまざまな非難を浴びせているのである。

こうした態度は、時期が溯るが、王安石の青苗法施行に際しての韓琦・司馬光らの論調とも共通しているように思われる。すなわち、韓琦・司馬光両者の場合も、社会救済策を全く欠いていたというのではなく、青苗法を取りやめる代わりに、その青苗法と組み合わされていない従来形式の常平倉を復活させるよう提言していた。彼らのかような意見が、青苗法によって害を被る富者たちの利害に基づいていたことは、東一夫氏が明らかにしているところであり、さらに、代案とも言うべき常平倉にしても、今堀誠二氏の研究によれば、賑糶・賑貸・賑給などの機能を持ちながら、決して大地主たちの利益に背反して運営される存在ではなかった。

これらによっても、葉適が、国家財政をより積極的に活用する形での社会救済策を推進する意図は、慶元の党禁の後の地方官勤務の体験を経てなお、依然としてなかったと言えるであろう。

そして、その後、開禧用兵に際して葉適は慎重論を唱えながら、その意見は受け入れるところとはならなかったが、金兵が逆に南宋領内に攻め込んで来るに及び、葉適は、知建康府兼沿江制置使に任じられ、軍民を組織し、金軍の北帰まで抵抗を続けた。さらにそれより後、淮南での堡場の整備に当たった経験をもとにして晩年に、屯田を基本とした養兵の構想をまとめたのが、『水心別集』巻十六（後総）であった。そこには、〈外稟〉で示されたものより、さらに具体的な手

段も含み込まれており、たとえば、資産をもった各地の者や塩茶米商を募って官爵を与え、屯田に従事させることを提言したり、あるいは、温州を例に細かいデータを示しつつ、買田贍軍を提案している。こうした点において、かなり斬新な視点も新たに盛られたと言えようが、その根本は、地域自給的な軍糧調達を原則として、従来各地から北辺の軍糧補給をつかさどる四総領所に送られていた「六千万緡及び米絹」をなくし、さらに、買田贍軍にもなって兩稅賦課の軽減を図ろうとするなど、〈外稟〉で構想されていた財政規模の縮小という方針に沿うものであった。

かような提案は、安上がりな防衛という点から言えば、大いにその可能性を追求したものと捉えることができる。しかし、軍事的に騎馬の圧倒的優位さを誇る北方民族に対し、果たして「一を以て一に当たる」ことが、どこまで可能なのか。かりに防衛局面において、かような地域ごとの軍隊が相当な手ごわさを發揮する——葉適自身が身をもって示したように——にしても、華北の回復を担う十分な力までもち得るかどうかについては、疑問の余地がある。いずれにせよ、「特だ田を以て兵を養い、而して税を以て兵を養わず」という方針をもつ葉適は、軍事の面においても、全国的規模での財政の積極的活用をできるだけ避けようとしていたと言えるであろう。

四、結 語

以上、本稿においては、葉適が北宋以来の宋代財政をいかなる視点において認識し、さらに、それを踏まえて出された財政改革案が現実の政治との関連の中で、いかなる方向性をもつものであるかを検討してきた。最後に、これらをまとめ、葉適の財政改革案が果たした役割を考察しておきたい。

まず、葉適が、とくに王安石以後、北宋末期の蔡京らを經て、經綸制錢に代表される南宋の激しい収奪に至る過程として、宋代財政の流れを認識していたことにより、彼が示した財政改革案においては、財政規模の縮小ということに、非常に力点が置かれていた。その大きな論点の一つである葉適の減税提案は、もちろん全面的に受け入れられたわけではないが、經綸制錢・月椿錢などに限って言えば、淳熙年間終盤に高まったそれらの減額への動きの一端を担ったと見てよいであろう。そして、淳熙一六年に大きな幅とは言えないながらも減額が実現したことから考えて、当時の収奪の行き過ぎに對して、それを緩和する方向で一定の役割を果たしたものと見ることができよう。

しかし、同時に、問題点も存していたと思われる。その一つとして、民間経済の自律性を重視して、財政規模の縮小を強調する葉適の見解は、「今」に至る財政の推移について、宋代を通してのみならず、歴史全体においても、財政規模の

拡大それ自体を退歩の過程として捉える認識に立脚するものであった。これは裏返せば、国家に新たな積極的機能を見出すとうとする展望には乏しかったと言える。このため、財政支出に基づく軍事面・社会政策面などでの国家的諸活動が、葉適の構想による限りでは、政策としての実効性・広範性の点で、一定の限界を内包させていたと考えられる。

この点が最も顕著に現れているのは、王安石に対する評価をめぐってである。つまり、財政規模拡大への転機を王安石に求め、それ以後の宋代財政の推移を批判的に論じることによって、逆に、王安石が少なくとも理想として抱いていた社会救済の構想までもが、否定されることになったのである。これは単に富民・大商人の利害という経済的側面からだけでなく、葉適の財政そのものに対する捉え方に則して把握できるのである。

もう一つは、中央政府からの統制をゆるめることを力説するあまり、財政上の「滲漏」を取り除くことについては、あまり熱意が見られなかったことである。こうした点で、葉適自身が、官僚群全体の利害からあまり超越してはいなかったことばかりか、明瞭かつ綿密な財政運用を進めることへの指向性に乏しかったことが窺えよう。ここから、国家の財政を積極的に活用することを避けようとしていただけなく、国家機構に内包されている矛盾点を解決しようとする意識も、決して十分ではなかったと言えるであろう。

要するに、宋代の実際の財政運営が、自制力の欠如から容

易に収入増へと傾きがちであったことが事実である以上、葉適の批判も、その見直しのうえで一定の役割を果たしたと捉えることができようが、しかし、如上の問題点を踏まえるならば、それは、財政規模の不必要な拡大や収奪の行き過ぎに對する単なる歯止めとしての存在にとどまったと言えるであらう。

また、宋代の經濟一般との關係では、現実を踏まえた思想家としての側面を強調して評価されることの多い葉適が、財政という國家との關係のレベルにおいては、具体的な方策を欠くとして「書生」扱いさえ受けることのあった原因も、こうした問題点の中に見いだせるのではないかと思われる。

註(1) 同書(生活・讀書・新知三聯書店、一九五〇年。もと上海黎明書局より、一九三七年)第九編第三章「二」表現初期市民階級素樸的政治意識之葉適陳亮」。また、呂振羽氏には、「論葉適思想——中華書局輯刊葉適集序——」(「葉適集」第一冊、中華書局、一九六一年)もある。

(2) 同書第四卷下(人民出版社、一九六〇年)第十六章「葉適の唯物主義思想及其對哲學遺產的批判」。

(3) 胡寄窗「中國經濟思想史」下冊(上海人民出版社、一九八一年)第一部分第五章「葉適的經濟思想」、葉世昌「中國經濟思想簡史」中冊(上海人民出版社、一九八三年)第三章第七節「葉適的經濟思想」、周夢江「葉適的經濟思想」(温州師院學報)一九八八年第一期)、漆俠「宋代經濟史」下冊(上海人

民出版社、一九八八年)第三十二章「南宋功利主義的經濟思想、鄧牧對封建專制主義的批判」、徐規「略論葉適的學術和事功——紀念葉適誕生八四〇年」(「東南文化」一九八九年第六期)、葉坦「葉適經濟思想研究」(「中國社會經濟史研究」一九九一年第三期)。

(4) 「水心別集」卷二(進卷)「財計上」。

(5) 註(3)周夢江論文。

(6) 「歷代名臣奏議」卷一百八に収められており、月椿錢の徵收が違法な収奪を招いていることを述べ、月椿錢の蠲減を要求している。

(7) 「文獻通考」卷十九(征權六)。

(8) 近藤一成「宋代永嘉學派の理財論——葉適を中心として——」(「史観」九二、一九七五年)、五〇—五一頁。

(9) 胡寄窗・談敏「中國財政思想史」(中國財政經濟出版社、一九八九年)第十一章第五節「葉適的財政思想」。

(10) その他、財政論そのもの問題点としての指摘とはやや角度を異にするが、Winston Wan Lo氏は、葉適の提言が實現するかどうか、最終的に皇帝の意志にかかっていたという限界を論じられている。Winston Wan Lo, *The Life and Thought of Yeh Shih*, Hong Kong, The Chinese University of Hong Kong, 1974, ch. 3 参照。

(11) 薛向については、戴裔焯「宋代鈔塩制度研究」(中華書局、一九八一年。もと商務印書館より、一九五七年)第三編第四章「鈔塩制度之變遷与頽壞」、熊本崇「薛向略伝——北宋財務官僚の軌跡——」(「集刊東洋学」五一、一九八四年)、同「均

輸法試論——「薛向略伝」補遺——」（「東方学」六九、一九八五年）、郭正忠「宋代塩業経済史」（人民出版社、一九九〇年）第八章—三「北宋中後期解塩鈔法的変異」、参照。

(12) 吳居厚の課利增收の実績については、「宋会要輯稿」食貨二四—二二—二三（塩法）・元豐六年二月二十八日の条、「同」食貨一七一—二六（商稅四）・同年九月四日の条、参照。

(13) 蔡京の塩法改革については、註(11)戴裔煊「宋代鈔塩制度研究」第三編第五章「鈔塩制及其功能之転変」、茶法の整備については、梅原郁「宋代茶法の一考察」（「史林」五五一、一九七二年）、塩茶の収入額の増加については、日野開三郎「北宋時代における貨幣経済の発達と国家財政との関係についての一考察」（もと一九三四年。のち「日野開三郎東洋史学論集」第六卷、三一書房、一九八三年、所収）、参照。

(14) 久富寿「南宋の財政と経総制錢」（「北大史学」九、一九六四年）、参照。

(15) 燕山の役後の免夫錢徴収については、曾我部静雄「宋代財政史」（生活社、一九四一年）第三編第五章「宋代の雑徭」、和田清編「宋代食貨志訳注（一）」（東洋文庫、一九六〇年）「和羅」の項、七四六—七五二頁、参照。

(16) 黄潜善ら南宋初期の高宗擁立集団および呂頤浩・葉夢得の採った財政政策については、寺地遵著「南宋初期政治史研究」（溪水社、一九八八年）七一—七二、九八—九九、二七六頁、参照。

(17) 経総制錢については、註(14)久富論文、梅原郁「南宋兩税制度雜攷——中国王朝の徴税体系——」（「国家——理念

と制度——」、一九八九年）、席海鷹「試論南宋経総制錢的徴収及社会影響」（「浙江学刊」一九八九年第四期）、参照。

(18) 「習学記序目」卷四十五・管子においても、葉適は「管子」について、「此の書、方に申（不書）・韓（非子）の先賢、（商）缺・（李）斯の初賞為り、民は其の禍を懼れて其の福を蒙らざるなり、哀しきかな」と述べている。

(19) 寺地遵「五代北宋政治史概説」（今堀誠二編「中国へのアプローチ」勁草書房、一九八三年）、参照。

(20) 宮崎市定著「中国政治論集 王安石から毛沢東まで」（中央公論社、一九九〇年）四〇—四一七頁、参照。

(21) 「水心別集」卷三（進卷）「官法中」に「文武分かたざれば則ち官は冗ならず、官吏分かたざれば則ち官は冗ならず」と述べられている。

(22) 荒木見悟「南宋功利学派について——陳龍川と葉水心——」（「中国思想史の諸相」、中国書店、一九八九年）、参照。

(23) 以下、葉適の経歴については、周学武者「葉水心先生年譜」（大安出版社、一九八八年）を参照した。

(24) 周必大「周益国文忠公集」卷百四十（奏議卷七）「乞蠲減月椿経総制錢一半」、参照。

(25) 註(17)席海鷹論文、参照。

(26) 「宋会要輯稿」食貨六四—一〇五（経総制錢）・淳熙十六年二月四日の条。

(27) 註(7)に同じ。

(28) 曾小華「宋朝考課制度述略」（「中共浙江省委党校学报」一九八八年第二期）「複印報刊資料・宋選金元史」一九八七年第

四期、所収）。

(29) 寺地遼「范仲淹の政治論とその歴史的意義」(「広島大学文学部紀要」三一―二、一九七二年)、近藤一成「北宋「慶曆の治」小考」(「史滴」五、一九八四年)、参照。

(30) 東一夫著「王安石新法の研究」(風間書房、一九七〇年)第二編第三章「青苗法・市易法と社会政策」。

(31) 今堀誠二「宋代常平倉研究(上)・(下)」(「史学雑誌」五六―一〇・一一、一九四六年)。

(広島大学大学院文学研究科)

葉適的宋代財政觀和財政改革方案

岡 元 司

長期以來學者多認為葉適的經濟理論是立足於宋代經濟發展的現實的。然則葉適的經濟理論究意對南宋國家政策的制定產生過何種作用？對此則歷來論及較少。本文即試圖通過對葉適財政理論的具體考察來討論這一問題。

本文首先對葉適的宋代財政觀作了考察。南宋政府的財政規模過於臃腫，致弊之由主要有兩個方面：一是財政收入。葉適認為財政收入的臃腫枝蔓肇端於北宋王安石執宰時期，而茲後政府屢增專賣稅賦和疊攤附加稅額的作法，又使這一弊端愈演愈烈；二是財政支出方面。葉適認為南宋政府支出龐大，是由兵員劇龐、開銷浩繁所致。此外，財源渠道的經緯散亂，也是使財政收入陷入窘境的重要原因之一。如此臃腫雜亂的財政狀況，必然引起掠奪百姓、加劇人民負擔的嚴重後果，同時也造成了兵員質量降低，殷商大戶對社會經濟應起的調節作用消失，以及地方官員的負擔加重等惡果。

基於這種認識，葉適提出了他的財政改革方案，其內容主要是：一，縮減財政收入；二，裁撤兵額；三，精簡財政管理手續，以使財權部分地化歸地方。淳熙十六年（1189年）南宋政府有限度地縮減了經總制錢等，這應該看作是對葉適改革方案的部分採納。

但是，葉適的改革方案存在着不少問題。首先，葉適過分強調了縮減財政規模，而忽略了對南宋財政上的“滲漏”現象這一嚴重問題的解決，這主要表現在他對國用司的批評和他對范仲淹的評價上。其次，他在動用政府財款施行社會救濟方面顯得消極被動，這影響了社會生產的正常進行。此外，他的裁撤兵額也只是在軍事防禦方面起了一些作用，對於收復北方失地却未

必有益。綜觀葉適的財政理論和改革方案，只是在一定程度內抑制了南宋財政的惡性擴展和對人民的肆意掠奪，其歷史作用是極為有限的。